

経済産業省

20220920資第1号
令和4年9月21日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

電気特定小売供給約款以外 の供給条件認可申請書

2022年9月20日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 運 第 1 1 7 号
2 0 2 2 年 9 月 2 0 日

経済産業大臣
西 村 康 稔 殿

広島県広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 瀧 本 夏 彦

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	「料金その他の供給条件の内容」 の各項によります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

２０２２年台風第１４号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（２０２２年台風第１４号により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気特定小売供給約款（２０２０年９月１１日届出。以下「電気特定小売供給約款」という。当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は変更後の電気特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- １．被災されたお客さまの２０２２年８月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限る）、９月、１０月および１１月料金計算分の電気料金の支払期日を各々１カ月間延長する。
- ２．被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から６カ月に限り、電気料金を免除する。
- ３．電気特定小売供給約款の従量電灯Ｂ、臨時電灯Ｃ、公衆街路灯Ｃ、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となったものについては、２０２３年３月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

添 付 書 類

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2022年台風第14号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2022年台風第14号により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

記

- ・災害救助法適用地域

（山口県）下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町

- ・上記災害救助法適用地域に隣接する地域

（島根県）益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町

（広島県）大竹市、廿日市市

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

令和 4 年 9 月 20 日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ 統 発 令 4 第 6 号
令和 4 年 9 月 20 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 長 井 啓 介
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

令和4年台風第14号により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生するおそれがあることから、令和4年9月18日に高知県のすべての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和4年9月20日以降、令和4年台風第14号により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含みます。ただし、当社供給区域内に限ります。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用いたします。

なお、令和4年台風第14号による災害救助法の適用において、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に複数該当する場合、次の供給条件の適用日は、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に最初に該当した日といたします。

- 1 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に最初に該当した日以降となるものに限ります。）、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々1か月延長いたします。

（実施期間満了日：令和4年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除いたします。

（実施期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除いたします。

（実施期間満了日：令和5年3月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が、被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約容量または契約電力をこえないこと

- 4 被災されたお客さまが、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除いたします。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

- 5 従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力において被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和4年台風第14号により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生するおそれがあることから、令和4年9月18日に高知県内のすべての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村において被災されたお客さまについて、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村（令和4年9月20日現在）

・高知県の34市町村

（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町）

2 隣接する市町村

・徳島県の3市町

（三好市、那賀町、海陽町）

・愛媛県の9市町

（宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、久万高原町、松野町、鬼北町、愛南町）

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第7号
令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和 弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	同 上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和4年台風14号により、令和4年9月17日以降、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が9月17日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年3月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

5. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和４年台風14号により，令和４年９月17日以降，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用されました。

このため，下記の災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまに対し，平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項の規定に基づき，特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県 全市町村

以 上

経済産業省

20220920資第4号
令和4年9月21日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

2022 年 9 月 20 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

ネ サ 運 第 1 9 3 号

2 0 2 2 年 9 月 2 0 日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広 島 市 中 区 小 町 4 番 3 3 号

中国電力ネットワーク株式会社

代 表 取 締 役 松 岡 秀 夫
社 長

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備考
供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受 電 場 所	同 上	
	場所	供 給 場 所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2022 年台風第 14 号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2022 年台風第 14 号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2022 年 8 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9 月、10 月および 11 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2022 年 6 月 20 日届出。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込

みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 3 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、2023 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2023 年 3 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2022年台風第14号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2022年台風第14号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

山口県：下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

島根県：益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町
広島県：大竹市、廿日市市

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和4年9月20日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業 運 発 第 1 号

令和4年9月20日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司
取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和4年9月18日以降、台風14号により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含みます。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用いたします。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年8月（支払期日が、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に該当した日以降となるものに限ります。）、9月、10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和4年7月1日実施。以下「託送供給等約款」といいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長いたします。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除いたします。

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除いたします。
- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除いたします。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除いたします。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）(5) および 63（通信設備等の施設）(6)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

7 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送供給等約款によるものといたします。

添付書類

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和4年台風14号により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により託送供給等約款以外の供給条件を設定する必要がある、特例認可申請を行なうものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村（令和4年9月20日現在）

・高知県の34市町村

（高知市，室戸市，安芸市，南国市，土佐市，須崎市，宿毛市，土佐清水市，四万十市，香南市，香美市，安芸郡東洋町，安芸郡奈半利町，安芸郡田野町，安芸郡安田町，安芸郡北川村，安芸郡馬路村，安芸郡芸西村，長岡郡本山町，長岡郡大豊町，土佐郡土佐町，土佐郡大川村，吾川郡いの町，吾川郡仁淀川町，高岡郡中土佐町，高岡郡佐川町，高岡郡越知町，高岡郡梶原町，高岡郡日高村，高岡郡津野町，高岡郡四万十町，幡多郡大月町，幡多郡三原村，幡多郡黒潮町）

2 隣接する市町村

・徳島県の3市町村

（三好市，那賀郡那賀町，海部郡海陽町）

・愛媛県の9市町村

(四国中央市，新居浜市，西条市，上浮穴郡久万高原町，西予市，宇和島市，
北宇和郡鬼北町，北宇和郡松野町，南宇和郡愛南町)

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第20号
令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、令和4年9月17日以降、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和4年8月（支払期日が9月17日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和4年7月1日実施。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から

引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し，その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは，託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和5年3月末日）

- 4．契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で，その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは，託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和5年3月末日）

- 5．被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて，託送約款18（料金）の規定にかかわらず，令和5年3月末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和5年3月末日）

- 6．契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送約款61（引込線の接続），62（計量器等の取付け）(5)，63（通信設備の施設）(5)および65（電流制限器等の取付

け) (3)の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和5年3月末日)

7. 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送約款によるものとする。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和４年台風14号により，令和４年９月17日以降，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用されました。

このため，下記の災害救助法が適用された市町村において被災された電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し，電気事業法第18条第２項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県 全市町村

以 上

経済産業省

20220920資第7号
令和4年9月21日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2022 年 9 月 20 日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

ネ サ 運 第 1 9 4 号

2 0 2 2 年 9 月 2 0 日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2022 年台風第 14 号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2022 年台風第 14 号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる最終保障供給について、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの 2022 年 8 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9 月、10 月および 11 月料金計算分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（2022 年 8 月 10 日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）26（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）、17（最終保障電力 B）および 18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 56（一般供給設備の工事費負担金）、57（特別供給設備の工事費負担金）および 58（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費

負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年3月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款61（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款16（最終保障電力A）、17（最終保障電力B）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを2023年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款53（引込線の接続）および54（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

2022 年台風第 14 号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2022 年台風第 14 号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

山口県：下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、
柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、
熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

島根県：益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町
広島県：大竹市、廿日市市

以 上

最終保障供給特例承認申請書

令和4年9月20日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業 運 発 第 2 号

令和4年9月20日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社
取締役社長 横 井 郁 夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和4年9月18日以降、台風14号により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含みます。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用いたします。

- 1 被災されたお客さまの料金について、令和4年8月（支払期日が、災害救助法適用市町村またはその隣接市町村に該当した日以降となるものに限り、）9月、10月料金計算分の支払期日を、各々1か月延長いたします。
- 2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、料金を免除いたします。
- 3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除いたします。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電

力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除いたします。
- 5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、令和5年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。
- 6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除いたします。
- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものといたします。

添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による電気の供給を必要とする理由

令和4年台風14号により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和4年9月18日に高知県の全ての市町村において災害救助法が適用されました。

このため、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村において被災されたお客さまにかかる最終保障供給について、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、特例承認申請を行なうものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村（令和4年9月20日現在）

・高知県の34市町村

（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、安芸郡芸西村、長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡梶原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、幡多郡三原村、幡多郡黒潮町）

2 隣接する市町村

・徳島県の3市町村

（三好市、那賀郡那賀町、海部郡海陽町）

・愛媛県の9市町村

(四国中央市，新居浜市，西条市，上浮穴郡久万高原町，西予市，宇和島市，
北宇和郡鬼北町，北宇和郡松野町，南宇和郡愛南町)

以 上

最終保障供給特例承認申請書

契託制第21号
令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約
款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、令和4年9月17日以降、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災された電気最終保障供給約款（令和4年9月1日実施。当該電気最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の電気最終保障供給約款をいう。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が9月17日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年3月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であ

ること

(2) 負荷設備または契約電力が，被災時の需給契約の負荷設備または契約電力をこえないこと

4．被災されたお客さまが被災後，契約使用期間が1年未満となる電気の使用の申込みを令和5年3月末日までに行なった場合で，お客さまのために新たに施設された供給設備を契約使用期間に限って利用されるときは，その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

5．被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和5年3月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

6．被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和5年3月末日)

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和４年台風14号により，令和４年９月17日以降，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用されました。

このため，下記の災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまに対し，電気事業法第20条第２項ただし書の規定にもとづき，最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県 全市町村

以 上

経済産業省

20220920資第10号

令和4年9月21日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

2022 年 9 月 20 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

ネ サ 運 第 1 9 5 号

2 0 2 2 年 9 月 2 0 日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

離島等供給約款以外の供給条件の内容

2022 年台風第 14 号により当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域（2022 年台風第 14 号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる離島等供給について、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの 2022 年 8 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9 月、10 月および 11 月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々 1 か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 3 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - （1）需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - （2）契約負荷設備、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約容量または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が 1 年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2023 年 3 月末日までに行なわれたときは、そ

の臨時工事費を免除する。

5. 被災されたお客さま（ただし、低圧で供給する場合は、契約種別が従量電灯B、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力B、第2深夜電力または融雪用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2023年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを2023年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。

以 上

別 添

離島等供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

2022 年台風第 14 号により当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受けるおそれが生じていることから、山口県の全域に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域（2022 年台風第 14 号により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災された離島等供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定にもとづき、離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

山口県：下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町

以 上

離島等供給特例承認申請書

契託制第22号
令和4年9月20日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	同上

離島等供給約款以外の供給条件の内容

令和4年台風14号により、令和4年9月17日以降、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村のうち離島等供給約款（令和4年4月12日実施。当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいう。）が適用される地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和4年8月（支払期日が9月17日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和5年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和5年3月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること

(2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後，臨時電灯，臨時電力または臨時電力Ⅰの申込みを行なった場合で，その申込みが令和５年３月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和５年３月末日)

5. 被災されたお客さま（ただし，低圧で供給する場合は，契約種別が従量電灯Ｃ，時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力，第２深夜電力または時間帯別電灯〔８時間型〕のお客さまに限る。）で，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和５年３月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和５年３月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和５年３月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和５年３月末日)

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

令和４年台風14号により，令和４年９月17日以降，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県の233市町村に災害救助法が適用されました。

このため，下記の災害救助法が適用された市町村において被災されたお客さまに対し，電気事業法第21条第２項ただし書の規定にもとづき，離島等供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県 全市町村

以 上

経 済 産 業 省

20220921電委第1号

令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年9月21日付け20220920資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220921電委第2号
令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年9月21日付け20220920資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220921電委第3号
令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年9月21日付け20220920資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220921電委第4号
令和4年9月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年9月21日付け20220920資第10号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。